

国立大学法人鳥取大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

期末特別手当の額は、各役員の前職期間における業績を勘案し、鳥取大学経営協議会に諮った上で、これを増額し、又は減額することができるとしているが、法人化後3年目で大学運営は円滑に行われているところであり、各役員の前職については、良好の範疇につき、平成18年度においては増額又は減額をしなかった。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成17年法律第113号)の指定職俸給表の改定に準じて、平成18年4月1日から報酬額を平均6.6%減額改定した。寒冷地手当の支給期間が終了した。期末特別手当については、12月に支給する場合における支給割合を100分の175に引き上げた。
理事	同上。
理事(非常勤)	常勤役員報酬の減額率に応じて改定した。
監事	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成17年法律第113号)の指定職俸給表の改定に準じて、平成18年4月1日から報酬額を平均6.6%減額改定した。寒冷地手当の支給期間が終了した。期末特別手当については、12月に支給する場合における支給割合を100分の175に引き上げた。
監事(非常勤)	常勤役員報酬の減額率に応じて改定した。

2 役員の前職等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	18,246	12,792	5,178	276 (単身赴任手当)		
理事 (4人)	55,131	38,788	15,649	202 (通勤手当) 492 (単身赴任手当)		3月31日2名
理事 (非常勤) (1人)	2,160	2,160	()			3月31日
監事 (1人)	12,321	8,736	3,536	49 (通勤手当)		3月31日
監事 (非常勤) (1人)	1,680	1,680	()			

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘 要
法人の長					該当者なし
理事					該当者なし
監事					該当者なし

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

業務内容の洗い出しを行い、合理化計画を立て、人件費に関して適切な対応をする。
すなわち、事務系職員については、常に業務の見直し、合理化、簡素化を徹底して行うと共に、事務組織の再編、人員配置の検討などにより、採用の抑制を図る。
また、教員については、定員の一部を学長管理定員として全学的な観点で運用すると共に、退職者に係る補充についても抑制に努める。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準に準じるための措置として、俸給月額、手当等の改定を図る。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格の実施及び業績手当の成績率の決定にあたっては、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績又はこれに足ると認められる事実に基づいて考慮している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
俸給月額 (昇給)	昇給日前1年間における勤務成績に応じて行い、昇給の号俸数は、その1年間の全部を良好な成績で勤務した職員の号俸数を4号俸とすることを標準として決定される。
俸給月額 (昇格)	勤務成績が特に良好な職員で、昇格基準に達した者は、その資格に応じて上位の級に昇格されることができる。
賞与:勤労手当 (査定分)	基準日(6月1日・12月1日)以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

次の事項について平成18年4月1日から改定を実施した。

(1) 俸給表及び給与制度の見直し

- ・一般職俸給表(一)の水準を平均4.8%引下げるとともに、現行1・2級及び4・5級を統合した。
- ・きめ細かい勤務実績の反映を行うため現行の号俸を4分割した。
- ・現時点の最高号俸を超える者の在職実態を踏まえ、号俸を増設した。
- ・枠外昇給制度を廃止した。
- ・一般職俸給表(一)以外の俸給表についても一般職俸給表(一)との均衡を基本として、所要の改定を行った。
- ・中途採用者の初任給決定の制限を廃止した。
- ・俸給の調整額は俸給表の水準引下げとの整合性を確保した。

(2) 異動保障手当の充実

- ・国の地域手当の新設に伴い、その地域からの異動者に対する異動保障を行った。

(3) 勤務実績の給与への反映

- ・特別昇給と普通昇給を統合し、昇給を年1回とした。
- ・55歳昇給停止措置を廃止し、昇給幅を通常の半分程度に抑制して、昇給を可能とした。
- ・業績手当への勤務実績の反映について、「優秀」以上の成績区分の人員分布を国に準じて拡大した。

(4) その他

- ・俸給表の改定後の俸給月額が改定前の俸給月額に達しない職員については、経過措置として、その達するまでの間は新たな俸給月額に加え、新旧俸給月額の差額を支給する。(差額を加えた額を俸給とする。)
- ・平成21年度までの昇給について、標準の昇給幅を抑制する。
- ・国の制度に準じた所要の経過措置を設けた。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	1,364人	43.3歳	6,767千円	4,895千円	41千円	1,872千円
事務・技術	318人	42.9歳	5,505千円	4,020千円	57千円	1,485千円
教育職種 (大学教員)	604人	48.1歳	8,649千円	6,204千円	28千円	2,445千円
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	300人	35.1歳	4,731千円	3,463千円	44千円	1,268千円
技能・労務職種	8人	53.8歳	5,014千円	3,678千円	65千円	1,336千円
教育職種(附属高校教員)	22人	44.0歳	7,412千円	5,430千円	59千円	1,982千円
教育職種(附属義務教育学校教員)	37人	42.4歳	6,892千円	5,037千円	72千円	1,855千円
医療職種(病院医療技術職員)	73人	38.3歳	5,017千円	3,669千円	48千円	1,348千円
その他医療職種(医療技術職員)	1人					
その他医療職種(看護師)	1人					

在外職員	該当者なし					
------	-------	--	--	--	--	--

任期付職員	該当者なし					
事務・技術						
教育職種 (大学教員)						
医療職種 (病院医師)						
医療職種 (病院看護師)						

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者なし						
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
81	38.1	3,038	2,503	46	535	
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
28	46.3	2,876	2,116	63	760	
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
5	40.5	6,031	4,444	90	1,587	
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
34	29.0	2,456	2,456	13	0	
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
4	48.3	4,491	3,263	79	1,228	
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
5	49.3	3,321	2,447	88	874	
医療職種(病院医療技術職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
5	32.9	3,466	2,507	64	959	

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:各区分における人員が2名以下の場合については、当該個人に関する情報を特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注3:技能・労務職種とは、自動車運転手、看護助手等の職種を示す。

注4:教育職種(附属高校教員)とは、附属特別支援学校教員を示す。

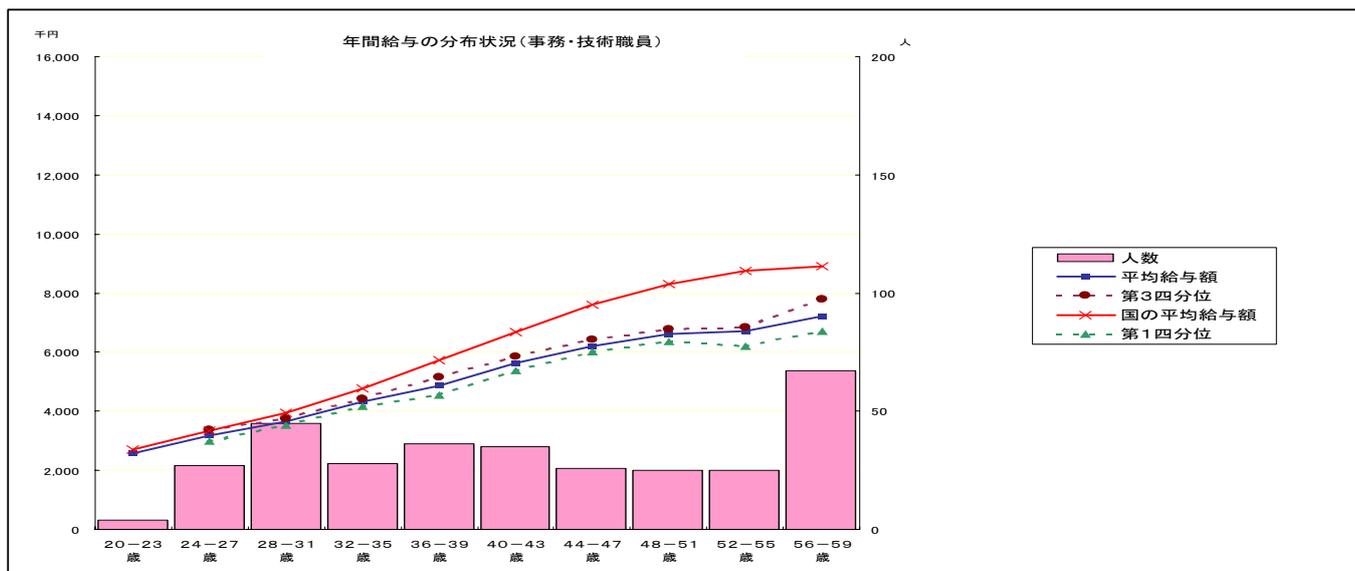
注5:医療職種(病院医療技術職員)とは、病院における薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師等の職種を示す。

注6:その他医療職種(医療技術職員)とは、病院以外での医療職種(医療技術職員)を示す。

注7:その他医療職種(看護師)とは、保健管理センターの保健師を示す。

注8:非常勤職員の医療職種(病院医師)とは、医員及び医員(研修医)を示す。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

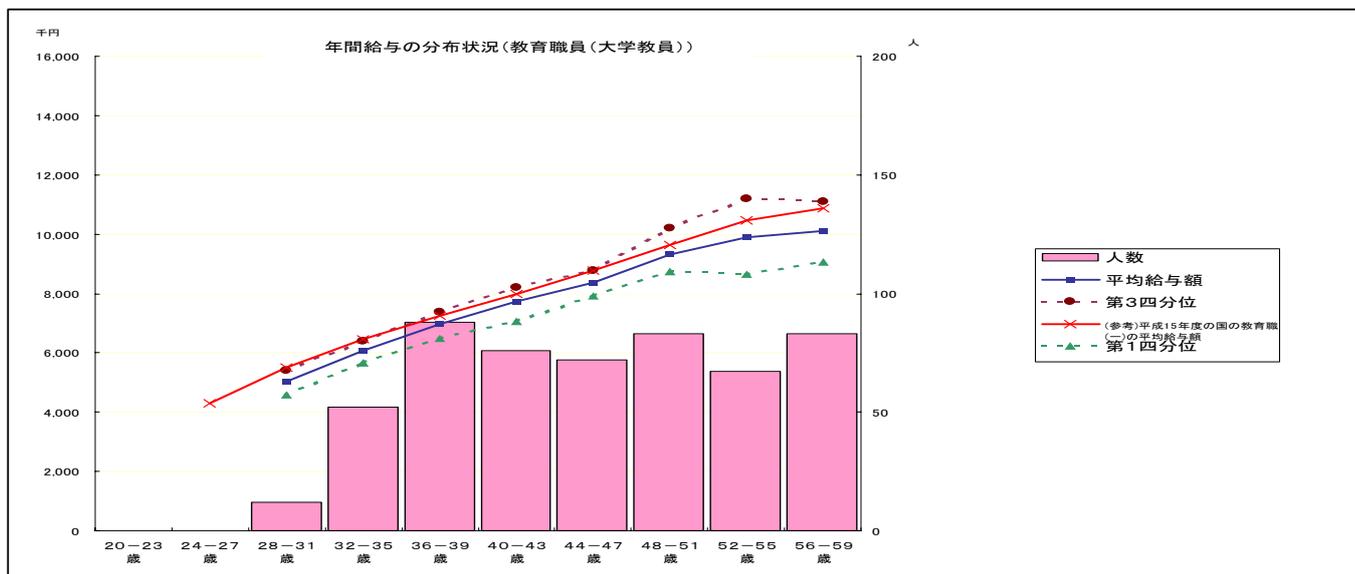


注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:年齢20～23歳の該当者は4名以下のため、第1・第3分位折れ線を表示していない。

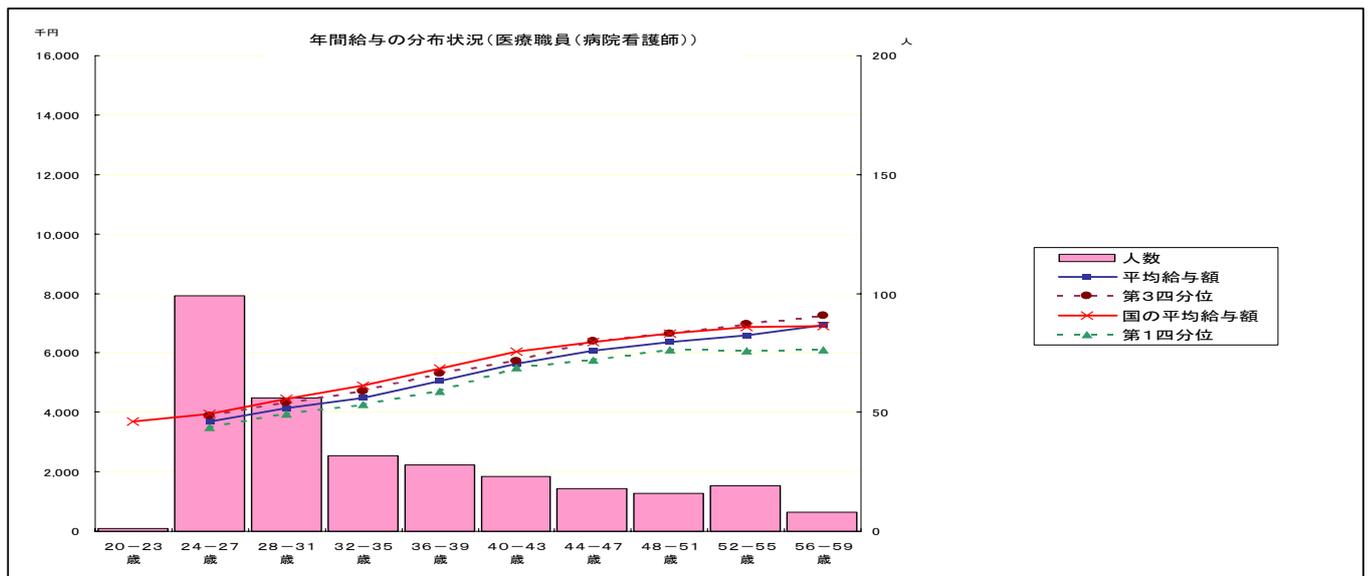
(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職種					
・課長	22	56.3	7,784	7,936	8,265
・係長	125	47.6	5,646	6,083	6,506
・係員	110	30.9	3,350	3,731	4,165



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職種					
・教授	212	56.4	10,051	10,619	11,220
・准教授	169	47.5	7,965	8,450	8,986
・助教	135	39.3	5,925	6,415	6,980



注:年齢20～23歳の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額については表示していない。

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位 { ・看護師長 ・看護師 }	22	48.5	6,341	6,906	
	217	31.3	3,698	4,459	

③ 職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	主任	係長	専門職	室長
人員 (割合)	318	33 (10.4%)	82 (25.8%)	135 (42.5%)	38 (11.9%)	19 (6.0%)
年齢(最高～最低)		30～21	57～27	59～35	59～49	59～49
所定内給与年額(最高～最低)		2,673～ 1,785	3,918～ 2,368	5,006～ 2,851	5,522～ 4,714	6,245～ 5,252
年間給与額(最高～最低)		3,557～ 2,452	5,391～ 3,254	6,911～ 3,972	7,710～ 6,628	8,459～ 7,346

6級	7級	8級	9級
課長	部長	部長	事務局長
9 (2.8%)	2 (0.6%)	0 (0%)	0 (0%)
59～53	～	～	～
6,973～ 5,879	～	～	～
9,466～ 8,013	～	～	～

注:各区分における人員が2名以下の場合については、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助手	助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	604	2 (0.3%)	135 (22.4%)	86 (14.2%)	169 (28.0%)	212 (35.1%)
年齢(最高～最低)		～	63～29	62～31	64～34	64～42
所定内給与年額(最高～最低)		～	5,712～ 3,032	6,731～ 3,833	6,964～ 4,370	9,525～ 5,543
年間給与額(最高～最低)		～	7,621～ 4,142	9,087～ 5,413	9,833～ 5,963	14,058～ 7,938

注:各区分における人員が2名以下の場合については、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	300	2 (0.7%)	217 (72.3%)	56 (18.7%)	21 (7.0%)	3 (1.0%)	1 (0.3%)	0 (0%)
年齢(最高～最低)		～	56～23	57～29	58～40	56～54	～	～
所定内給与年額(最高～最低)		～	5,099～ 2,309	5,105～ 3,103	5,100～ 3,959	5,117～ 4,903	～	～
年間給与額(最高～最低)		～	6,917～ 3,200	7,097～ 4,264	7,252～ 5,576	7,345～ 7,038	～	～

注:各区分における人員が2名以下の場合については、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

④ 賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 65.3	% 68.2	% 66.8
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 34.7	% 31.8	% 33.2
	最高～最低	% 42.6～32.0	% 38.9～28.7	% 40.7～30.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.9	% 68.8	% 67.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 34.1	% 31.2	% 32.6
	最高～最低	% 40.4～31.2	% 37.3～28.6	% 35.6～29.9

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.6	% 67.0	% 65.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.4	% 33.0	% 34.6
	最高～最低	% 49.3～32.5	% 45.5～27.2	% 47.4～30.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.9	% 68.8	% 67.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 34.1	% 31.2	% 32.6
	最高～最低	% 40.4～31.7	% 37.3～27.3	% 38.8～30.2

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	～	～	～
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	65.3	68.3	66.9
	最高～最低	40.4～31.7	37.3～28.4	38.8～30.0

注:医療職員(病院看護師)における管理職員は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

83.6

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

95.5

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

94.6

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))

93.7

対他の国立大学法人等(医療職員(病院看護師))

97.1

注:当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

教育職員(大学教員)の国立大学法人等の法人化直前(平成15年度)の教育職俸給表(一)適用職員との給与水準との比較指標

95.2

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 16年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 11,262,109	千円 11,485,059	千円 (%) △ 222,950 (△1.9)	千円 (%) △ 396,531 (△3.2)
退職手当支給額 (B)	千円 1,332,705	千円 1,185,758	千円 (%) 146,947 (12.4)	千円 (%) 22,276 (1.7)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 1,956,361	千円 1,728,184	千円 (%) 228,177 (13.2)	千円 (%) 497,063 (34.1)
福利厚生費 (D)	千円 1,612,790	千円 1,605,879	千円 (%) 6,911 (0.4)	千円 (%) 39,769 (2.5)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 16,163,965	千円 16,004,880	千円 (%) 159,085 (1.0)	千円 (%) 189,577 (1.2)

注:「非常勤役職員等給与」の額には、人材派遣契約に係る費用等を含んでおり、一方、財務諸表附属明細書の「17 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額には、福利厚生費を含んでいるため、これらの額は一致しない。

総人件費について参考となる事項

給与・報酬等支給総額の減額については、常勤役員の報酬を平均6.6%減額したこと、退職者の後任補充の抑制、宿日直手当の減額、経過措置による寒冷地手当の支給終了が主な要因となっている。

給与・報酬等支給総額の減額にも関わらず、最広義人件費が増額した主な要因としては、退職手当支給額の増額と特に病院経営上の必要性から、看護師等の特定任期付職員の増員を図ったことによる非常勤役職員等給与の増額である。

なお、中期計画において、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)の総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図ることとしているものであり、引き続き業務の見直し、合理化、簡素化、組織の再編、人員配置の検討と併せて退職者の後任補充の抑制を行うものである。

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえて俸給表及び給与制度等を見直し、平成18年度から適用している。

人件費の削減状況については、次のとおりであり、当年度(平成18年度)までの人件費削減率は約1.9%減、人件費の削減率(対人件費予算相当額)は約6.2%減となっている。

- ・基準年度(平成17年度)の「給与、報酬等支給総額」は、11,485,059千円
- ・当年度(平成18年度)の「給与、報酬等支給総額」は、11,262,109千円
- ・当年度(平成18年度)までの人件費削減率

計算式=(当年度の金額-基準年度(平成17年度)の金額)÷基準年度(平成17年度)の金額×100=△1.9%

(小数点以下第2位を四捨五入)

- ・当年度(平成18年度)の「給与、報酬等支給総額」・・・ a(11,262,109千円)
- ・平成17年度の「人件費予算相当額」・・・ b(12,006,785千円)
- ・人件費の削減率(対人件費予算相当額)

計算式=(a-b)÷b×100=△6.2% (小数点以下第2位を四捨五入)

Ⅳ 法人が必要と認める事項 特になし。